



Title	睡虎地秦簡『日書』における神靈と時の禁忌
Author(s)	大野, 裕司
Citation	中国出土資料研究, 9, 42-70
Issue Date	2005-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/43796
Type	article
File Information	oono-sinrei.pdf



[Instructions for use](#)

『中國出土資料研究』第九號拔刷

一〇〇五年三月三十一日發行

睡虎地秦簡『日書』における神靈と時の禁忌

大野 裕司

睡虎地秦簡『日書』における神靈と時の禁忌

大野 裕司

はじめに

占いは、人類社會に普遍的に見られるものである。しかしながら中國においては、ト筮・風水・算命・相術・占星・奇門遁甲など數多くの占いが生まれ今まで傳承されており、占いが殊に隆盛したと言つても過言ではなかろう。これら占いの中の一つに「擇日」がある。擇日とは日の吉凶による日選びのことで、臺灣では今日でも重大事を爲すには専門家に吉日を選んでもらう⁽¹⁾。また、臺灣の家庭の83%が擇日の書である「通書」を一冊は備えているという⁽²⁾。

本稿で取り扱う戰國秦漢代の『日書』は、今日、我々が目睹できる最も古い擇日の書である。『日書』は一九七五年に雲夢縣睡虎地十一號秦墓より出土したのを筆頭に、中國各地で出土が續いている⁽³⁾。『日書』の大量出土は、戰國秦漢代に『日書』が流布し、また、擇日の術が流行していた證據となるう⁽⁴⁾。

睡虎地秦簡『日書』（以下、『日書』と略記）が擇日の書であることは、『日書』研究の初期の段階で指摘されてはいた⁽⁵⁾。しかし、近年の劉樂賢氏の研究によつて、はじめて『日

書』全體に涉る詳細な検證が行われ、『日書』が擇日の書つまり「通書」であることが明確となつたのである⁽⁶⁾。ここ

で『日書』が古代の通書であることを確認しておきたい。三浦國雄氏によれば、通書は次のように定義されている。「通書とは日選び（擇日、擇吉、選擇、剋擇、涓吉、諱吉などとも稱す）を中心に、種々の占法、生活便利情報（知識）を登載した冊子のこと」で、中國のロングセラーであつたし、現在でも臺灣・香港、そして海外の華人社會では廣汎な人々によって重寶され續けている。「通書」は總稱であり、ほかに「曆書」「黃曆」「民曆」「日曆」等々、多様な呼稱をもつてゐる。⁽⁷⁾

要するに、「わが國の運勢曆（開運曆、家庭曆等々）の中國版と思えば分かり易い」ものである⁽⁸⁾。現在、我々の目睹できる傳世の通書は元代以降のものであるが、それら後世の通書と『日書』とは、時間的隔たりを越えて、類似點が多い。

日選びの方法や各種占法に類似するものがあり⁽⁹⁾、また、後世の通書と『日書』とは、書物としての構造が、日選びを中心とし、それ以外の種々の占法などが附されるという形であるという點では同一である。表一は、『日書』をその内容ごとに分類したものである。劉樂賢氏に従い、以下、日選びに

ついて書かれた箇所を「擇日部分」と呼び、それ以外の箇所を「非擇日部分」と呼ぶこととする。

『日書』において、擇日部分が扱う分野は、土木・建築・旅行・祭祀・農業・結婚など多岐に涉るが、それらの記述は、すべて吉日を選び、凶日を避けることが目的である。非擇日部分においても吉を選び（あるいは招き）、凶を避けるための手段の記載がその殆どと言える。この點もまた、後世の通書との類似點である。『日書』はこのように、凶を避け吉に趣くための實用書であり、功利的な性質を有する書物であるとされる⁽¹⁰⁾。

本稿では、『日書』における日のタブー（日忌）について考察する。『日書』は、日選びの書であり、日選びの根幹をなすのは時日に對するタブーの觀念である。タブーの定義として穗積陳重氏は「行爲の禁諱にして、其違反者は禍災を蒙るべしとの信念に基くもの」と云う⁽¹¹⁾。『日書』において、例えば、甲種（簡124參）には、「未不可以澍（樹）木。木長、澍（樹）者死。（未、以て木を澍（樹）うべからず。木、長するも、澍（樹）うる者は死す。）」⁽¹²⁾とある。このように『日書』において各日の禁止事項を犯した場合、その違反者に災いが降るとされており、これがいわゆる「タブー」であることは明らかである。本稿では、タブーの中でも神靈によるタブーを中心論を進めたい。タブーは、その理由や侵犯に對する罰が、人知を

越えた超自然的なものに由來することは想像に難くない。タブーの中にはその背後に「具體的な觀念的實體」すなわち、いわゆる「神靈」を予想するものがある。これが「神靈によるタブー」である⁽¹³⁾。『日書』においても神靈がタブーに關與しており、神靈に對する人間の態度を通して、『日書』におけるタブーの觀念を明らかにできると考えられる。その方法として、まず、『日書』擇日部分においてある行爲を禁止する存在であると觀念される神靈を分類する。次に、『日書』中の神靈で日のタブーと無關係なもの（非擇日部分の神靈）について比較材料として考察する。次に、『日書』における神靈によるタブーに獨自性があるのかどうかを検討する。以上の考察により、『日書』における神靈によるタブーの特徴を明確にするのが本稿の目的である⁽¹⁴⁾。

劉樂賢氏により『日書』が古代の擇日書であることが明らかにされたのだが、それ以降の『日書』研究において、擇日について專論した研究はなく、そのため、筆者は擇日の根幹をなす日のタブー（日忌）から、擇日書である『日書』を考察したいと企圖するのである。なお、出土した『日書』の中で現在の所、量的に最大のものは睡虎地秦簡『日書』である。よつて本稿では睡虎地秦簡『日書』を中心に論を進める。

一、神靈によるタブーの分類

本節では『日書』擇日部分に見える神靈によるタブーすなわち、タブー原理の背後にいわゆる神靈の存在が確認できるもの、について分類する。なお本稿では、超越的・超自然的存在の中で具體的な觀念的實體をもつと想像されているものを「神靈」と呼ぶこととする。

1 神煞による日忌

後世の擇日において、日の吉凶を判断する際の根據となるものに吉凶神煞がある。吉凶神煞は、一般に神煞（もしくは神殺）と呼ばれ、吉を掌る吉神と凶を掌る凶煞とに分かれる。神煞は星もしくは星神であると考えられており、そのため、吉神は或いは吉星とも呼ばれ、凶煞は凶星とも呼ばれる⁽¹⁵⁾。

神煞は星（星神）であるため、その運行（それは想像上のものであるが）には一定の規律があり、日の吉凶はそれによつて確定されると考えられている。要するに、各々の神煞は規則的・循環的にある特定の日に當てはめられ、ある吉神が當たる日は、ある行動を爲すのに宜く（吉）、ある凶煞が當たる日は、ある行動を忌むべきである（凶）と規定されているのである⁽¹⁶⁾。但し、神煞には吉・凶を兼ねるものもある。

『日書』中に「神煞」の語は見えないが、神煞と同様の存

在が確認できる。このことは既に劉樂賢氏が詳細に述べている。それを纏めたものが、表二である。幾つか例を挙げて説明したい。甲種「天李」篇（簡145背、146背）に次のようにある。

天李。正月居子^レ、二月居子^{〈卯〉}、三月居午^レ、四月

居酉^レ、五月居子^レ、六月居卯^レ、七月居午^レ、八月居酉^レ、

九月居子^レ、十月居卯^レ、十一月居午^レ、十二月居辰^{〈酉〉}。

凡此日不可入官及入室。入室必威（滅）、入官必有畢。

天李、正月子に居り、二月子^{〈卯〉}に居り、三月午に居り、四月酉に居り、五月子に居り、六月卯に居り、七月午に居り、八月酉に居り、九月子に居り、十月卯に居り、十一月午に居り、十二月辰^{〈酉〉}に居る。凡そ此の日、入官及び入室すべからず。入室すれば必ず威（滅）び、入官すれば必ず畢有り。

「天李」とは、睡虎地秦墓竹簡整理小組（以下、整理小組と略記）が指摘するように「天理」のことである（「李」と「理」は通假）⁽¹⁷⁾。天理は、『開元占經』卷六十九・甘氏中官占五・天理星占十二に引く『甘氏星經』に「天理四星、北斗の魁の口中に在り」とあり、北斗七星のマス（第一星から第四星、これを「魁」と言う）に囲まれた中に位置する四星の名とされる。この星については、『史記』天官書に「斗魁の中には在るは、貴人の牢なり」とあり、『漢書』天文志に「魁の中に在るは、貴人の牢なり」とあり、魏の孟康は『漢書』に注し

て「傳に曰く『天理四星は斗魁の中に在り』と。貴人の牢、名づけて天理と曰ふなり」と云う。『日書』の天李が、天空の星と同名であることがわかる。さらに、甲種「行」篇(簡¹²⁷～¹³⁰)⁽¹⁸⁾に「赤帝臨日」が見える。

凡且有大行・遠行、若歎(飲)食歌舞・聚畜生及夫妻同衣、母以正月上旬午・二月上旬亥・三月上旬申・四月上旬丑・五月上旬戌・六月上旬卯・七月上旬子・八月上旬巳・九月上旬寅・十月上旬未・十一月上旬辰・十二月上旬酉。●凡是日赤啻(帝)恆以開臨下民而降其英(殃)。不可【以】具(暈)爲【火】。百事皆母(無)所利⁽¹⁹⁾。節(即)有爲也、其央(殃)不出歲中、小大必至。……●凡是有爲也、必先計月中間日、旬(苟)母直赤啻(帝)臨日。

凡そ且に大行・遠行若しくは飲(飲)食歌舞・畜生を聚む及び夫妻の衣を同じくする有らんとするは、正月上旬の午・二月上旬の亥・三月上旬の申・四月上旬の丑・五月上旬の戌・六月上旬の卯・七月上旬の子・八月上旬の巳・九月上旬の寅・十月上旬の未・十一月上旬の辰・十二月上旬の酉を以てする母かれ。●凡是の日、赤啻(帝)、恆に以て下民に開臨して其の英(殃)を降す。具(暈)を【以て】【火を】爲るべからず。百事皆な利する所母(無)し。節(即)し爲す有るや、其の央(殃)は歳中を出でずして、小大必ず至らん。……●凡是れ爲す有るや、必ず先

づ月中の間日を計り、旬(苟)も赤啻(帝)臨日に直たる母かれ。

「赤帝」は言うまでもなく、五帝の一人に數えられる赤帝である。五帝について、津田左右吉氏は、『淮南子』天文訓の文により、少なくとも漢初においては五帝は五星と考えられていたとする⁽²⁰⁾。また、『史記』天官書に「五帝坐」が見え、これについて『晉書』天文志には「黃帝坐、太微の中に在り。含樞紐の神なり。……四帝星、黃帝坐を俠む。東方蒼帝、靈威仰の神なり。南方赤帝、赤熛怒の神なり。西方白帝、白招矩の神なり。北方黑帝、叶光紀の神なり」と記載される⁽²¹⁾。

『淮南子』天文訓とは結合される星が異なるが、こちらでも五帝が星(星神)として考えられていたことがわかる。これより『日書』に見える赤帝も星(星神)と考えられていたと推測される。

天李と赤帝とを星と見做す理由は、その名稱が天空の星と一致することのみではない。その忌日が規則的・循環的にある一定の日に當たるのは、星として、規律ある運行をすると見做されていてからである。そうであるならば、名稱が天空の星と一致しないものでも、忌日が規則的・循環的にある一定の日に當たるものは、やはり星(星神)であると見做されていた、と推測される。

以下、このように、星としての規律ある運行によつて人の吉凶を主る(左右する)存在を(後世の用語を借りて)「神

「煞」と呼ぶ」ととする。

2 天神による日忌

ここで扱うのは「帝」「神」「天」などによる日忌である。「帝」については、甲種「帝」篇（簡96壹～101壹）に次のようにある。

春三月、啻（帝）爲室申。剽卯。殺辰。四灋（廢）庚辛。
夏三月、啻（帝）爲室寅。剽午。殺未。四灋（廢）壬癸。
秋三月、啻（帝）爲室巳。剽酉。殺戌。四灋（廢）甲乙。
冬三月、啻（帝）爲室辰。剽子。殺丑。四灋（廢）丙丁。
凡爲室日、不可以筑（築）室。筑（築）大内、大人死。
筑（築）右埒（序）、長子婦死。筑（築）左埒（序）、中
子婦死。筑（築）外垣、孫子死。筑（築）北垣、牛羊死。
●殺日、勿以殺六畜。不可以取婦・家（嫁）女・禱祠。
出貨。●四灋（廢）日、不可以爲室・覆屋。

春三月、啻（帝）室を爲るは申。剽は卯。殺は辰。四灋（廢）は庚辛。
夏三月、啻（帝）室を爲るは寅。剽は午。殺は未。四灋（廢）は壬癸。
秋三月、啻（帝）室を爲るは巳。剽は酉。殺は戌。四灋（廢）は甲乙。
冬三月、啻（帝）室を爲るは辰。剽は子。殺は丑。四灋（廢）は丙丁。
凡そ爲室日、以て室を筑（築）くべからず。大内を筑（築）けば、大人
は死し、右埒（序）を筑（築）けば長子の婦は死し、左埒（序）を筑（築）
けば中子の婦は死し、外垣を筑（築）けば、孫子は死し、北垣を筑（築）

ければ、牛羊は死す。●殺日、以て六畜を殺す勿かれ。以て婦を取る・女むすめ
を家（嫁）す・禱祠・出貨すべからず。●四灋（廢）日、以て室を爲る・
屋を覆ふべからず。

傍線部は帝（上帝）による室の建築の日忌である。具體的には、各季節における帝が室を建築する日（つまり「爲室日」）には、人が室（および室内の建築物）を建築することを忌むべきであり、これを犯せば室内に住むものが死ぬと規定されている⁽²²⁾。タブーの理由およびタブー侵犯に對する罰が帝に由來することが確認できる。建築の日忌としては、甲種（簡148背）に「神」によるものがある。「正月不可垣、神以治室。（正月、垣つくるべからず。神、以て室を治むればなり。）」これが甲種「帝

篇と同類の日忌であることは明白である。では、どうして建築日忌が帝・神に由來するのか。考えるに、殷墟卜辭には王が邑を建設するに當たつて上帝にその可否をト問するものが見える。

庚午ト内貞「王乍（作）邑、帝若（諾）。」八月。（『甲骨文合集』一四二〇一）⁽²³⁾

庚午にトして内貞「王、邑を乍（作）るに、帝、若（諾）せんか。」
八月。

殷代においては、邑を建築する際に上帝がその可否を決定する力を有する、と考えていたことがわかる。殷王朝では、龜卜により上帝にその可否を問うたが、それが時代を経て變化

し、『日書』に見える建築日忌が発生したのであろう。土木に關する日忌にも神が見える。甲種「土忌」篇（簡138背）に次のようにある。「正月申・四月寅・六月巳・十月亥、是胃（謂）「地杓。」神以毀宮。母起土攻（功）。凶。（正月の申・四月の寅・六月の巳・十月の亥、是れ「地杓」と胃（謂）ふ。神、以て宮を毀つ。土攻（功）を起す母かれ。凶。）』『日書』において帝・神が建築土木を管理支配すると觀念されていたことがわかる。⁽²⁴⁾

次に「天」について。甲種（簡7背壹）に次のようにある。「壬申・癸酉、天以震高山。以取妻、不居。不吉。（壬申・癸酉、天以て高山を震はす。以て妻を取れば、居どまらず。不吉。）」これが天による嫁取りの日忌であることは明確だが、その理由とされる「天以震高山」という天の營爲と人の嫁取りタブーとの因果關係はよくわからない。天については、甲種（簡102背106背）にも、

- 春三月甲乙、不可以殺。天所以張生時。夏三月丙丁、不可以殺。天所以張生時。秋三月庚辛、不可以殺。天所以張生時。冬三月壬癸、不可以殺。天所以張生時。●此皆不可殺。小殺小央（殃）、大殺大央（殃）。
- 春三月の甲乙、以て殺すべからず。天の、以て張生する所の時なればなり。夏三月の丙丁、以て殺すべからず。天の、以て張生する所の時なればなり。秋三月の庚辛、以て殺すべからず。天の、以て張生する所の時なればなり。冬三月の壬癸、以て殺すべからず。天の、以て張生する所

にある。劉樂賢氏に據れば、「殺」は犠牲の屠殺のこと。

大殺すれば大央（殃）あり。

この忌日は五行説により構成される。例えば春の忌日は、春は五行で木に屬し、甲・乙の日もまた木に屬する。つまり春の甲・乙の日は木氣旺盛であるがために忌日となるのである（26）。このような四季の五行と日の五行が一致して五行の氣が旺盛となつた状態を「張生」と呼ぶのであろう。」この日忌は天が「張生」の状態にあることに起因している。となると、ここにいう「天」は、先の「帝」「神」などの人格神的な存在よりも、理法の天・自然の天（自然の運行）に近いといえる。しかしながら、タブーの理由およびタブー侵犯に對する罰を出だす存在として「天」が觀念されていることは確かである。

この他に、「上皇」がある。甲種（10貳、102貳）に「母以子ト筮。害於上皇。母以丑徐（除）門戸。害於驕母（27）。（子を以てト筮する母かれ。上皇に害せらる。丑を以て門戸を徐（除）ふ母かれ。驕母に害せらる。）」と云う。「上皇」は、『楚辭』九歎・遠逝「上皇を信じて質正す」の王逸注に「上皇、上帝なり」とある（28）。つまり曾祖父母の母とするが、上皇と對になつて現れるので、おそらく固有の神靈名だと思われる（29）。上皇と並んで表記さ

れているので、上皇の配偶ではなかろうか。

本稿では、以上の「帝」「神」「天」などの存在を一括りにして「天神」と呼ぶこととしたい（これらの神靈を一括りに分類するのは、『日書』においてはこれらの神靈によるタブーが共通する特徴を有するためである。このことについては後述する）。

3 祭祀の日忌

『日書』には、祭祀を行うべき時期の適不適についての記述がある⁽³⁰⁾。

この祭祀の日忌においても、これを破り、忌日に行祭祀を行えばその違反者に災いが降る。例えば、甲種（簡107貳）には、「母以巳壽（禱）。反受其英（殃）。（巳を以て壽（禱）する母かれ。反つて其の英（殃）を受けん。）」とある。福を求めて祭祀しても、忌日にそれを行うと却つて災いを蒙ると考えられたことがわかる。祭祀日忌の規定の多くは、この甲種（簡107貳）のように祭祀対象を挙げない（限定しない）ものであるが、決められた祭祀対象に對する祭祀日の規定も幾つかある。以下それについて祭祀対象ごとに見ていく⁽³¹⁾。

まずは祖先については、甲種（簡78貳）に「祠父母良日、乙丑・乙亥・丁丑・亥⁽³²⁾・辛丑・癸亥。不出三月有大得。（父母を祠るの良日、乙丑・乙亥・丁丑・亥・辛丑・癸亥。三月を出でずして大得有らん。）」とあり、乙種「祠」篇（簡148）に「祠親、乙丑吉。

ある。

（親を祠るに、乙丑は、吉。）とある一例のみ見える。祖先と言つても『日書』に見えるものは父母だけである⁽³³⁾。祭祀の良日（吉日）についてのみ記述があり、忌日についての記載はない。しかし、これは祖先祭祀に忌日がないことを意味するものではない。というのは、祭祀対象を挙げていない祭祀の忌日は『日書』中に大量に存するからである。その祭祀の忌日に祖先を祭ることは當然タブーと考えられたであろう。

次は五祀である⁽³⁴⁾。乙種（簡32貳～42貳）に以下のよう

祠室中日、辛丑・癸亥・乙酉・己酉、吉。龍、壬辰・申。
祠戸日、壬申・丁酉・癸丑・亥、吉。龍、丙寅・庚寅。
祠門日、甲申・辰・乙亥・丑・酉、吉。龍、戊寅・辛巳。
祠行日、甲申・丙申・戊申・壬申・乙亥、吉。龍、戊己。

祠【龜】日、己亥・辛丑・乙亥・丁丑、吉。龍、辛口。

祠五祀日、丙丁龜、戊己内中土、【甲】乙戸、壬癸行庚辛【門】。

室中を祠る日、辛丑・癸亥・乙酉・己酉は、吉。龍は、壬辰・申。

戸を祠る日、壬申・丁酉・癸丑・亥は、吉。龍は、丙寅・庚寅。

門を祠る日、甲申・辰・乙亥・丑・酉は、吉。龍は、戊寅・辛巳。

行を祠る日、甲申・丙申・戊申・壬申・乙亥は、吉。龍は、戊・己。

【龜】を祠る日、己亥・辛丑・乙亥・丁丑は、吉。龍は、辛口。

五祀を祠るの日、丙丁は竈、戊己は内中土、【甲】乙は戸、壬癸は行、庚辛は【門】。

これは五祀の祭祀において、祭るべき日と祭るべきでない日を吉・龍（龍は忌の意⁽³⁵⁾）で示したものである。『日書』における五祀は「室中（＝内中土）・戸・門・行・竈」であることがわかる⁽³⁶⁾。

次に挙げるのは、職能神に対する祭祀日時の規定である。職能神とは、ある職業者（集團）に祭られる神靈である。

甲種（簡125背）・乙種（簡52貳）には「史先」への祭祀日時の規定が見える。「祠史先龍丙・望。（史先を祠るの龍は丙・望。）」史先という名の神靈は傳世文献に見えないが、史の職能神ではなかろうか。劉樂賢氏は史先を史皇（蒼頡）だと推定する。

『淮南子』脩務訓に「史皇、產れながらにして能く書す」とあり、注に「史皇、蒼頡なり」と云う。そして『論衡』譏日篇に「又た書を學ぶ者、丙日を諱みて云ふ『蒼頡、丙日を以て死すればなり』と」とあり、この『論衡』の記事は、史先を祠る忌日が丙の日であることと一致する。これにより史先是蒼頡のことであるとするのが劉樂賢氏の意見である⁽³⁷⁾。この劉樂賢氏の推定を認めるならば、史先（蒼頡）の死日には史先（蒼頡）を祭ることおよび史先（蒼頡）の職掌事である書を學ぶことが禁止された、ということになる。

以上の推測を裏付けるものとして「巫咸」への祭祀の記述

を見たい。睡虎地『日書』とほぼ同時代のものとされる江陵岳山秦墓出土『日書』（以下、岳山『日書』と略記）の簡43背に次のようにある⁽³⁸⁾。

巫咸乙巳死、勿塙祠巫。龍丙申・丁酉・己丑・己亥・戊戌。

田口人丁亥死、夕以祠之。

岳山『日書』のこの部分は寫眞圖版が發表されておらず、確定的なことは言えないが、この二條を比較してみると、上條の「勿塙祠巫」の「塙」は下條（および『日書』の體例）から「以」の誤記と推測され、下條の「夕以祠之」の「夕」は「勿」の誤記と推測できる。今、この推測に従つて二條を訓讀すれば、

巫咸、乙巳に死す。塙（以）て巫を祠る勿かれ。龍は丙申・丁酉・己丑・己亥・戊戌。

田口人、丁亥に死す。以て之を祠る夕（勿）かれ。

となる。巫咸は睡虎地『日書』甲種（簡27貳）に「五丑⁽³⁹⁾不可以巫。啻（帝）以殺巫減（咸）。（五丑、巫を以ふべからず。啻（帝）、以て巫減（咸）を殺せばなり。）」とあり、巫咸の死日には巫事を行つてはならないことが述べられる。兩者を總合すれば、巫咸の死日には巫（巫咸であろう）を祭ることおよび巫咸の職掌事である巫術が禁止されたということになる。巫咸について

は、『史記』封禪書に「荆巫は、堂下・巫先・司命・施糜の

屬を祠る」とあり、『素隱』に「巫先は、古の巫の先にして

事、必死。

靈有る者、蓋し巫咸の類を謂ふなり」と云う。巫咸が巫先として巫者に祭られる巫者の職能神であることがわかる。これは史先（蒼頡）が史の職能神であるという推測を裏付けることにもなる。

以上、史先と巫咸の例より、職能神の死日には、その神靈を祭ることおよびその神靈の職掌事が禁止されたと考えることができ。睡虎地『日書』甲種（簡149背）には「田毫主以乙巳死、杜主以乙酉死、雨師（師）以辛未死、田大人以癸亥死。（田毫主、乙巳を以て死し、杜主、乙酉を以て死し、雨師（師）、辛未を以て死し、田大人、癸亥を以て死す。）」とある。この文のみでは、これが何についての規定か不明なのだが、劉樂賢氏は、後世の通書との比較により「田毫主」「杜主」「雨師」「田大人」は農業神（つまり農業者の職能神）であり、彼等の死日には農事が忌まれることを證明している⁽⁴⁰⁾。しかし、農業神の死日には、農事を忌むのみでなく、農業神への祭祀も禁止されたことは、岳山『日書』に「田□人、丁亥に死す。以て之を祠る夕（勿）かれ」⁽⁴¹⁾とある」とから確實である。

『日書』において死日が記載される神靈は職能神のみである。このことから筆者は睡虎地『日書』甲種「作女子」篇（簡156壹）の「女媧」も職能神であると考へる。

月生一日・十一日・廿一日、女果（媧）以死、以作女子

月生一日・十一日・廿一日、女果（媧）以て死す。以て女子の事を作せば、必ず死す。

「月生」とは、占星書のテクニカルタームで、毎月の意⁽⁴²⁾。女媧の死日は、「女子事」がタブーとされる。この「女子事」とは具體的にはどのような行動なのか。これに関して、『太玄經』事首次四に「男、女事す。之が字するを代へず。測に曰く、男、女事す。厥の務に非ざるなり」とあり、「女事」として「字」が挙げられている。「字」は出産もしくは生育の義。『日書』の「女子事」もおそらく出産・生育を指すと考へられよう。

女媧の死日に「女子事」が禁止されるのは、女媧が「女子事」を職掌事とする職能神であるからだと推測される。女媧については、『說文』（十二下）に「媧、古の神聖女、萬物を化する者なり」とあり、萬物創生の神とされ、また、『路史』後紀二に引く『風俗通義』佚文には「女媧、神祇に禱祠して女媒と爲る⁽⁴³⁾。因りて昏姻を置つ。媒を行ふこと、此に始まること、明らかなり」とある。媒（禊）とは求子の祭儀のことで、高禊ともいう。女媧は婚姻制度を創設し、後世には高禊の神つまり求子の神とされた。女媧は求子の神として女性に崇拜された、つまり女性の職能神であつたと考えられるのである。もし、女媧が職能神であるならば、女媧の死日には

女媧への祭祀も禁止されたはずである。要するに筆者は、女性の職能神である女媧の死日には、女媧を祭ることおよび女媧の職掌事である「女子事」が禁止された、と推測するのである。

小林太市郎氏に據れば「女媧を女媒として祀り、之に子を祈ることは遅くも漢代に始まつて、遙かに後までも持続して絶えなかつた」とされる⁽⁴⁴⁾。しかしながら、『日書』に見える女媧の記事より、女媧を求子の神として祭ることは戦国秦代に遡るのではないかと思う。

以上からわかるとを纏めておく。祖先・五祀の祭祀には忌日があり、その忌日に祭祀をすると災いが降される。職能神とされる史先・巫咸・農業神（田毫主など）・女媧についてもそれは同じであるが、職能神の場合、その忌日はその神靈の死日であり、その日にはその神靈への祭祀およびその神靈の職掌事がタブーとされる⁽⁴⁵⁾。

二、非擇日部分の神靈について

非擇日部分において、人に災いを降す神靈が見えるのは、甲種

部分に見える神靈と非擇日部分に見える神靈の違いを明らかにしておきたい。

非擇日部分で、人に災いを降す神靈が見えるのは、甲種「病」篇（簡68貳～77貳）・甲種「詰」篇（簡24背壹～59背参）・乙種（簡157～180）・乙種「有疾」篇（簡181～187）などである。今この中から、甲種「詰」篇・甲種「病」篇を代表として考察を進めたい。

甲種「詰」篇は、様々な神靈の災いと、その神靈および災いに對する對抗儀禮（擊退・祓除）の方法を具體的に述べる篇である。この「詰」篇は全七十一章であるが、その書き方には多くの條項において共通のパターンが存し、それ故、同一のフレーズが多用されている⁽⁴⁶⁾。その中で筆者が着目するのは「人母（無）故」と「恒」である。この二語は「詰」篇および「詰」篇に見える神靈の特徴を如實に示している。まづ「人母（無）故」については、例えは次のようにある⁽⁴⁷⁾。

人母（無）故鬼攻之不已。是是刺鬼。以桃爲弓、牡棘爲矢、羽之雞羽、見而射之、則已矣。（簡27背壹～28背壹）
人、故母（無）くして、鬼、之を攻めて已ます。是れ是れ刺鬼なり。桃を以て弓を爲り、牡棘もて矢を爲り、之に雞羽を羽し、見て之を射れば、則ち已む。

これらは擇日部分に見える神靈とはその性質において根本的に異なる存在である、と筆者は考える。よつて本節で、擇日

ここでは、刺鬼という神靈が「人、故母（無）くつまり人が何もしていないので、災いを爲す（）」では「攻之不已」）

とされている。しかし、擇日部分においては、神靈から災いが降されるのは、人がタブーを犯した場合のみであった。擇日部分においては、災いとは人間のタブー違反という行動に對しての神靈からの「反應」と言えるが、「詰」篇では、人間の行爲とは何の關係も無しに神靈が災いを降している。これは「詰」篇の特徴と言えよう。次に「恆」については、例えば次のようにある。⁽⁴⁸⁾

故丘鬼恆畏人。畏人所（處）、爲芻矢以薦（弋）之、則不畏人矣。（簡24背貳）

故丘の鬼、恆に人を畏す。人を畏す所（處）に、芻矢を爲りて以て之を薦（弋）れば、則ち人を畏さず。

ここでは、故丘の鬼という神靈が、「恆に」人を威すとされる。つまり神靈が恆常に災いを爲していることがわかる。これも「詰」篇の特徴である。これと異なり、擇日部分では、タブー違反した時に限つて罰としての災いが降される。以上、「人母（無）故」・「恆」の例からわかるように、「詰」篇の神靈は人がタブーに違反するしないに關係なく災いを降しているのである。「詰」篇中、「人母（無）故」・「恆」を含まない章もあるのだが、この特徴は「詰」篇全體に當てはまるものと考えられる。

甲種「病」篇は、人が發病した日にちにより、その原因（何の神靈の祟りにより發病したか）とその後の病狀の進行を知

るための占いである。乙種「有疾」篇（簡181～187）および乙種（簡157～180）の一部もこれと同内容のものである。例として「病」篇の甲乙の條を舉げておく。

甲乙有疾、父母爲祟、得之於肉、從東方來、裹以漆（漆）器。戊己病、庚有【聞】、辛醉（作）。若不【醉（作）】、煩居東方、歲在東方、青色死。

甲乙に疾有れば、父母、祟（たたり）を爲し、之を肉より得。東方從り來たりて、裹（つつ）むに漆（漆）器を以てすればなり。戊己に病み、庚に【聞】有り、辛に醉（作）つ。若し【醉（作）】たざれば、煩は東方に居り、歲は東方に在り。青色なれば死。

甲・乙の日に發病した場合、本篇によつて、その原因是「父母」による祟りであることがわかるのである。本篇は、五行相克と五行相生を組み合わせた複雑な構造からなるのであるが⁽⁴⁹⁾、それはともかく、本篇においても、神靈は人がタブーに違反するしないに關係なく災いを降していることが確認できる。以上が、非擇日部分の神靈と、擇日部分の神靈との大きな違いである。

さて、非擇日部分の、人に災いを降す神靈には、鬼神（いわゆる妖怪・物怪）、人鬼（死んだ人）、父母・祖先・巫⁽⁵⁰⁾、鳥獸・蟲・龍などの動物（あるいは動物靈）、自然現象（火・雷など）などがおり、多種多様ではある⁽⁵¹⁾。が、擇日部分の神靈と異なり、いわゆる天神に分類されるような存在は見

えない⁽⁵²⁾。この點も擇日部分の神靈との違いの一つである⁽⁵³⁾。

非擇日部分には、解除・祓除について述べた篇として甲種「詰」篇の他に、甲種「夢」篇（簡13背～14背壹）・乙種「夢」篇後半部分（簡194～195壹）・甲種「馬禱祝」篇（簡156背～160背）などがある。このように『日書』は解除について多く述べるのであるが、ここで疑問に思うことは、擇日部分に規定される日忌を犯した際の災いを祓うことがあつたかどうかである。考へるに、もし日忌を犯した際の災いを祓うことが行われていたのであれば、日忌の規定の箇所（の近く）に、それを犯した際の祓除方法を併記しておく方が便利である。が、日忌を祓う記載は『日書』には見えない。おそらく『日書』においては日忌を祓うことは考えられていない。これに関する説明として、竹中信常氏が、その本質として日忌は祓うことができないとしていることを挙げたい。すなわち「他のタブーが諸々の原因・契機によって忌行爲に入り、そしてまたこれから抜け出るのに對して、日忌はいわば一線上を時間的に進行し、一定の時期がくれば時間必然的に忌行爲が要請され、一定の時間を経過すればまた必然的にそこから抜け出て平常に復するのであり、その間の出入を規定するものは定められた時間以外何もない。他のタブーのように回避することも拂淨することも許されぬ、絶對的時間の制約に服するのみである」と云う⁽⁵⁴⁾。竹中氏の説明に據れば、『日書』において

ても日忌は祓えないと考へるべきであろう。となると、非擇日部分の神靈と擇日部分の神靈とは、一方は祓禳の対象となるが、一方は祓禳の対象とならないことになる。この點も兩者の明確な相違點である。

以上、擇日部分の神靈と非擇日部分の神靈の違いを何點か挙げた。兩所に見える神靈の性質が異なることは明らかであり、同列に論じるわけにはいかないのである。

三、神靈によるタブーの特徴

第一節において『日書』中の神靈によるタブーを、神煞による日忌・天神による日忌・祭祀の日忌に分類した。

『日書』において、神煞は星（星神）と考えられている。『日書』中の神煞には、後世の吉神に相當するものは見えず、一方、凶煞は十七、吉凶を兼ねるものが四、吉凶不明のものが四、見える（表二を参照）。つまり、『日書』の神煞はその殆どが後世で言う所の凶煞であると言える。

天神による日忌については、甲種「帝」篇の「帝」による日忌は、その忌日（「爲室日」）が規則的・循環的であり、且つ後世の通書にも見える神煞「四廢」と並んで表記されており、神煞の一種と見做される。また、甲種「土忌」篇の「神」

による日忌は、「地杓」という神煞の運行によるものである。つまり、天神の中には、神煞と範疇を同じくするものも存在する。

星神である神煞や天神に分類される神靈達は、至上神と考えられる「帝」を典型として、神靈の中でも神格の高い存在とされていたと考えられる。神格が高いと考えられる神煞・天神は共に、人々にタブーを課し、またそれを破った者に罰としての災いを降す存在であると觀念されている。また『日書』には、神煞・天神に分類される神靈への祭祀についての記述は見えない。

『日書』において祭祀の対象となる神靈は、祖先・五祀・各種の職能神である。これらの神靈は、神煞・天神に比べれば、神格は低く、言うなれば、人間にとって身近な神靈と言えよう。『左傳』僖公十年に「神は非類を歎けず、民は非族を祀らず」、同三十一年に「鬼神は其の族類に非ざれば、其の祀を歎けず」と云うように、祭祀される神靈は祭祀者の族類でなければならないとされ、『日書』において祭祀対象となる神靈が自分の祖先や自分の住居に關する神靈（五祀）であることはこれと一致する。職能神も、その職業者にとって族類の（身近な）神靈である。これらの神靈は人々の祭祀に應じて福を與えるが、その祭祀日には規定があり、それを犯した者には災いを降す存在だと觀念されている。

以上、『日書』中の神靈によるタブーは、大きくは、神煞・天神による日忌と祭祀對象の神靈による日忌との二つに分類される。では、『日書』における神靈によるタブーは『日書』獨自のものなのであるか。この點について、後世の通書との比較を通じて考えてみたい。なお、後世の通書と『日書』との比較研究は、通書自體の研究が始まつて間もないこともあり、これまで殆どなされておらず、部分的な比較研究が幾つかあるのみである。そのためここで行う比較も初步的なものを出ない。

神煞については、『日書』においてはその殆どが凶煞である。しかし後世の通書には多くの吉神が見える。例えば、明・王圻・王思義『三才圖會』時令四卷・天運星煞值日之圖では、神煞を列舉しその總數を明記しているが、それによれば、凶神（凶煞のこと）が二百二十五、吉神が一百二十五である⁽⁵⁵⁾。後世の通書では大體の所、『日書』に比べて神煞の總數が増加している。この點も『日書』と後世の通書との違いである。が、殆どの後世の通書に記載されている吉神が、『日書』には全く見えない點が最も大きな違いであり、『日書』の特徴と言える。

祭祀の日忌については、その祭祀對象となる神靈が、後世の通書においては大きく變化している。例えば、後世の通書『玉匣記』においては元始天尊・彌勒佛聖・玉皇上帝などの

諸神の誕生日もしくは降下する日にそれらの神を祭るべきであるとされ、その日に祭らなかつたり或いは違う日に祭れば、災いを蒙るとされている⁽⁵⁶⁾。このように後世の通書では、およそ自分の族類とはいえない、身近ではないと思われる神々への祭祀が記載されている。それと異なり『日書』では、身近な神靈への祭祀しか記載されておらず、身近でない高位の神靈への祭祀の記述が見えない。この點も『日書』の特徴と見做せよう。

四、神靈によるタブーの解釋

これまでの考察より、『日書』に見える神靈によるタブーは獨自の性質を有するものであると言えよう。では、その獨自性は何に由來するのであろうか。その背後にあるものを探るに當たつて、本節では手掛かりとして、R・R・マレットの「タブー・マナ公式」を利用して、『日書』に見える神靈によるタブーを解釋してみたいと思う。

マレットのタブー・マナ公式とは、超自然的なものの性質を表現するものである。すなわち超自然的なものは消極的と積極的との二つの存在の様式を持つており、その消極的方面が「タブー」（猥りに近づいてはならないという禁止）であ

り、積極的方面が「マナ」（尋常以上の力を持つもの・神祕的勢力）である⁽⁵⁷⁾。竹中信常氏は「マナとタブーとは或る力的實在の表裏であり、それが力として作用する面がマナであり、その力に對する人間の態度がタブーであるといい得る。ラヂウムはそれ自體は極めて強い力であり、これを利用すれば極めて有效なものであるが、それに對する取扱いは慎重を期さねば危険なものである。マナもまたそれを呪術等に用いれば非常に役に立つが、その用法を誤つたり濫りに接近したりすれば危険なのである」と説明する⁽⁵⁸⁾。

これを『日書』に見える神靈によるタブーに應用すれば、①神煞・天神による日忌（タブー）は、これらの神靈の力（マナ）に對する人間の態度であり、日忌（タブー）を破つた際に降される災いは、その力（マナ）によるものと解釋できる⁽⁵⁹⁾。②祖先・五祀・職能神といった身近な神靈もまた力（マナ）を有するもので、その神靈を祭つて福を得ようとすると行爲は、祭祀を通じて、その力（マナ）を獲得するために行うものと解される。祭祀によつて力（マナ）を得ようとすることは、すなわち神靈の力（マナ）を利用するに他ならないが、そのような尋常以上の力の取扱いには慎重を期さねばならない。故に、そのような行爲にはタブー（ここでは祭祀の日忌）が附隨する。

祖先・五祀・職能神といった身近な神靈と、神煞・天神と

いった高位の神靈とは、一方は人によつて祭祀され、一方は祭祀されないという違いはあるが、そのタブーの背後には、共通して力の觀念が見て取れるのである。

ではなぜ、身近な神靈は祭祀されるが、高位の神靈は祭祀されないのであるうか。筆者は、この兩者の違ひの理由は「畏敬感」によつて説明できると考える⁽⁶⁰⁾。

事物・現象・行爲がタブーとされるのは、これらに内在するマナを怖れての結果であるとされる。しかし、マレットに

據れば、それは單なる恐怖ではなく、マナという超自然な異常なものに對する畏敬であり⁽⁶¹⁾、それ故、タブーには莫大な量の畏敬感が附隨している⁽⁶²⁾。

『日書』中には、日忌に對して人々がどのような感情を抱いていたかについては明記されていない。が、『史記』太史公自序（六家之要指）に「嘗て竊かに陰陽の術を觀るに、大詳⁽⁶³⁾にして忌諱衆く、人をして拘はれて畏るる所多からしむ」と云い、『論衡』譏日篇には「事を擧げて凶と曰へば、人、凶の、效有らんことを畏れ、……以て相ひ戒懼す」と云い、『論衡』辨祟篇には擇日に關して、世俗は「病を發し禍を生じ、法に結り罪に入り、死亡に至り、家を殲⁽⁶⁴⁾し門を滅するは、皆な重慎せず、忌諱に犯觸するの致す所なり」と考えていると云う。これら日忌に對する「畏れ」「戒懼」「重慎」といった感情・態度は、超自然への畏敬感が存在していた證據と考

えてよからう。『日書』に見える日忌においても、同様にその背後に畏敬感が存在しているのではないか。

『日書』においては、身近な神靈と高位の神靈とは兩者とも、人間にタブーを課す存在とされる。このことは、兩者が共に畏敬の對象となつていることを示すものであろう。であるならば、兩者への態度が異なる（一方は祭祀され、一方は祭祀されない）のは、兩者への畏敬の度合いが異なることに由るのではないか。

例えは、未開民族には、その民族の至上神に對して一切の禮拜を行はず、祈りも犠牲も感謝も捧げず、ただその神を怖れ、その神の定めた戒律に従うだけの態度を取るものがある（64）。これは、人は、最も畏敬すべき存在（例えは至上神）へは、ただただその存在を怖れるだけの態度を取る場合があることを示すものと考えられる。要するに、最も畏敬すべき存在へは、その畏敬の故に、交渉不可能であるという態度を取ることがあるのである。

中國においては、ト辞に至上神である上帝への祭祀が見えないことから、殷代には上帝は祭祀されることはなかつたと考えられている⁽⁶⁵⁾。筆者は、殷代に上帝祭祀が行われなかつた理由は、最も畏敬すべき存在へは、その畏敬の故に、交渉不可能であるという態度を取つたからだと考える⁽⁶⁶⁾。『日書』においても、このような心的態度（つまり畏敬感）が存在し

ており、神煞・天神といった神格が高いと考えられる神靈へは祭祀という直接的交渉が不可能とされたのであろう。

むすび

本稿では擇日の書である『日書』の根幹をなすと考えられる日のタブー（日忌）に着目し、その中でも神靈によるタブーに焦點を絞つて、分類および考察を行つた。そこから確認できたことは次の通りである。

従来の研究により、『日書』は擇日の書つまり通書であり、後世の通書がそうであるように、凶を避け吉に趨くという實利追究を目的とした書物であり、功利的な性質を有する、とされている。しかし、神靈によるタブーに關する部分は、單純に「功利的」とは言えない特徴を有している。

すなわち、後世の通書には高位の神靈を祭祀する記述が見えるのに對して、『日書』においては高位の神靈である神煞・天神は祭祀の對象になつていない。その理由としては、最も畏敬すべき存在へは、その畏敬の故に、交渉不可能であるという態度を取つたからであろう。

『日書』において祭祀の對象となるのは、祖先・五祀・職能神といった人々に身近な神靈である。が、これらに對する

祭祀において、日忌（タブー）が規定されている以上、身近であつてもそれを怖れていないわけではない。そこにも（高位の神靈に對してのものとはその度合いが異なるが）畏敬感がある。

神煞については、後世の通書に多くの吉神が掲載されているのに對し、『日書』においてはその殆どが凶煞であり、吉神は見えない。思うに、凶煞に對するタブーは、その神祕的勢力に對する人間の態度であり、それは超自然に對する畏敬をその根源とするものである。しかし、『日書』に見えず、後世になつて現れる「吉神に當たりさえすれば吉である」という考え方には、神靈に對するタブーがなく、そこには、神靈に對する畏敬は稀薄であり、むしろ人間の功利的な態度が見て取れる。『日書』における神煞の殆どが凶煞であり、吉神が見えないことは、『日書』においては、神靈に對して、後世のようなただ功利のみを追求するような態度を取ることがないことを示すのである。

以上要するに、『日書』の中でも、神靈によるタブーに關する部分においては、その背後には、功利的な態度というよりはむしろ、神靈に對する畏敬感が存在していると考へるべきなのである。

最後に、『日書』に見える神靈によるタブーが原始的なものであろうことを指摘して本稿を終えたい。すなわち、宇野

圓空氏はタブーについて次のように考へてゐる。「禁忌の原始的な習慣を總括するものとしてのtabooを共感的な罰や崇、その他の神祕的制裁を豫想しての功利的行動であり、すべて一種の消極的な呪術だと見ることは謬であつて⁽⁶⁷⁾、それは原始的なものほど却つて實利的な目的をもたず、たゞその神祕的權威に對する無意的衝動的な表出運動やその他の態度としてあらはれてゐる」と⁽⁶⁸⁾。宇野氏の考へを前提とすれば、『日書』に見える神靈によるタブーは、超自然に對する畏敬感をその根源とするという點で、原始的な態度に近いものと見做し得よう。

本稿は、『日書』におけるタブー的一面を明らかにしたに過ぎない。しかしながら、この考察は、『日書』という書物の中國古代文化における意味と、その書物としての成立および展開を探るための端緒となり得るものと思う。

- 注
- (1) 松本浩一「民間占いアラカルト」(『月刊しにか』一九九六年七月號)。
 - (2) リチャード・J・スマス(三浦國雄監譯・加藤千恵譯)『通書の世界—中國人の日選び』(凱風社、一九九八年)一八頁。
 - (3) 睡虎地秦簡『日書』および各地出土の『日書』の出土狀況等に

ついて詳しく述べ、工藤元男「睡虎地秦簡「日書」の基礎的検討」(同氏著『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』所收、創文社、一九九八年)、松崎つね子「日書出土簡介」(樹下俊之介・明治大學大學院中國古代史ゼミ有志『睡虎地秦簡一字索引 日書甲乙種對照表』所收、明徳出版社、一〇〇一年)を參照されたい。

- (4) 後漢時代において擇日が流行していたことは『論衡』四諱篇・調時篇・譏日篇・辨祟篇・難歲篇に記載がある。

- (5) 于豪亮『秦簡《日書》記時記月諸問題』(中華書局編輯部編『雲夢秦簡研究』所收、中華書局、一九八一年)では、「《日書》是關於選擇日子吉凶的迷信書籍」と云い、饒宗頤・曾憲通『雲夢秦簡《日書》研究』(中文大學出版社、一九八二年、一頁)では「《日書》者、當是日者所用以占候時日宜忌之書」と云う。

- (6) 劉樂賢『睡虎地秦簡《日書》研究』(文津出版社、一九九四年)。

- (7) リチャード・J・スマス前掲書の三浦國雄「解説」。

- (8) 三浦國雄「通書『玉匣記』初探」(『人文學報』第八六號、一〇二一年)。

- (9) 例えは、後世の通書は風水に紙數を割くものが多いが、『日書』にも後世の風水に類する記述がある。甲種「人字」篇(簡150壹・154貳)は、多くの後世の通書に掲載される「黃帝四季詩」(日本)の運勢暦にも「皇帝四季の占い」として掲載される)と同類の占いである。乙種「夢」篇の後半部分(簡189壹・193壹)は夢占いになつてゐるが、後世の通書にも夢占いが掲載されることなど。

- (10) 「日書」を、功利的性質を有する書物と見做す研究に、林劍鳴「從秦人價值觀看秦文化的特點」(『歷史研究』一九八七年第三期)、李曉東・黃曉芬「從『日書』看秦人鬼神觀及秦文化特徵」(『歷史研究』一九八七年第四期)、蒲慕州「睡虎地秦簡『日書』的世界」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第六二本第四分、一九九三年)などがある。
- (11) 穂積陳重「[タブー]と法律」(鳩山秀夫編『土方教授在職二十年記念私法論集』所收、有斐閣書房、一九一七年)。
- (12) 睡虎地秦簡『日書』からの引用は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)の釋文を底本とし、簡番號もこれに従う。但し、釋文を改めた箇所も多いが、これについては逐一注記しない。引用文中の()は、異體字・假借字の読み替えを示し、()は錯字の訂正を示す。残缺字は□で示し、推測で字を補った場合は【】で示す。脱字を補った場合も【】で示す。
- (13) タブーについての総合的な研究に竹中信常『タブーの研究』(山喜房佛晝林、一九七七年)がある。竹中氏はタブーを(一)宗教的タブー(二)呪術的タブー(三)教訓的タブー(四)傳説的タブーの四つに分類している。宗教的タブーとは、「その禁止の理由あるいは禁止侵犯に對する罰の原動がいざれも神靈等の宗教的存在から出ている」もの。これに對して、呪術的タブーは、「その背後になんら具體的な觀念的實體を予想することなく、もっぱ

ら類似・傳染・連合・接觸等の呪術原理を基本とするもの」である。教訓的タブーとは、「食事をしてすぐ横になると牛になる」などの類。傳説的タブーとは、そのタブーが「それぞれの『いわれ』をもち、この『いわれ』が一つの物語を構成している」もので、「別のいい方をすれば、タブー習俗の原因と結果をつなぐ脈絡が一つの物語にまで組上げられている」ものをいう(竹中信常前掲書三一～三四頁)。『日書』における神靈によるタブーは、竹中氏の分類の宗教的タブーに當たるものである。また、『日書』には傳説的タブーと考えられるものも幾つかある。甲種(簡27貳)の帝と巫咸の傳説によるタブー、甲種(簡47參)および『香港中文大學文物館藏簡牘』(陳松長編著、香港中文大學文物館、二〇〇一年)所收『日書』(以下、香港『日書』と略記)簡34に見える禹の傳説によるタブー、甲種「取妻」篇(簡155)・甲種(簡3背壹)の牽牛と織女の傳説によるタブー、甲種(簡2背壹)・香港『日書』簡25に見える塗山の女と禹の傳説によるタブー、『九店楚簡』(湖北省文物考古研究所・北京大學中文系編、中華書局、二〇〇〇年)所收『日書』簡38下～39下の帝と益と禹の傳説によるタブーなど。竹中氏に據れば、傳説的タブーは、個々の特定の事物・現象・行爲などに關するタブーが傳説的形態をとつたもので、本質的にも發生的にも二次的なものであるとされる(竹中信常前掲書三三～三九頁)。『日書』における傳説的タブーについての考察は他日に期したい。

(14) 本稿はその内容上、『日書』に見える神靈について考察した研究と関連する。そのような研究には、林劍鳴前掲論文、李曉東・黃曉芬前掲論文、李曉東・黃曉芬「秦人鬼神觀與殷周鬼神觀比較」(『人文雜誌』一九八九年第五期)、吳小強「論秦人宗教思維特徵—雲夢秦簡《日書》的宗教學研究」(『江漢考古』一九九一年第一期)、吳小強「論秦人的多神崇拜特點—雲夢秦簡《日書》的宗教學研究—」(『文博』一九九二年第四期)、徐富昌「睡虎地秦簡《日書》中的鬼神信仰」(張以仁先生七秩壽慶論文集編輯委員會編『張以仁先生七秩壽慶論文集』臺灣學生書局、一九九九年)などがある。しかしながらこれらの研究は、神靈をカタログ的に紹介・分類するのみで、擇日および日忌と神靈との関係を考慮に入れていない。『日書』は擇日書であり、當然のこととして、『日書』擇日部分に見える神靈は必ず擇日との関係で登場する。よって、擇日の観點を抜いて、『日書』の神靈を理解することはできない。本文は、擇日・日忌より神靈を考察するものであり、具體的には、これまでの研究が神靈の種類により神靈を分類したのと異なり、神靈をそのタブーの性質に則して分類し、神靈によるタブーを通して『日書』に表された神靈觀を探るものと言え、この點が從前の研究と本稿の違いと言える。

(15) 例え、明・萬曆二十五年(一五九七年)刊行の日用類書『五車拔錦』(中華書局(香港)有限公司、一九九七年、八五頁)、陳永正主編『中國方術大辭典』(中山大學出版社、一九九一年、四一頁「神煞」)も参照。

(16) 神煞は、日以外にも、年・月・時・方角・人體に當てはめられるものであるが、『日書』において確認できるのは、日および方角に關するもののみであるため説明を省略する。

(17) 前掲『睡虎地秦墓竹簡』一二六頁および劉樂賢前掲書(一九七〇〇頁を参照。

(18) 乙種(簡132~137)にほぼ同文が見える。

(19) 睡虎地『日書』では「不可具爲百事。皆母所利」を作るが、香港『日書』簡58が「不可以量爲火、百事皆母所利」を作ることに據り改めた。「量」は『說文』段注(十四上)では「大車」の意とするが、こここの文と合わない。おそらく火をおこす道具の名稱であろう。前掲『香港中文大學文物館藏簡牘』三一~三三頁を参考照。

(20) 津田左右吉「上代支那人の宗教思想」(『津田左右吉全集』第二十八卷所收、岩波書店、一九六六年)。『淮南子』天文訓に「何謂五星。東方木也、其帝太皞、其佐句芒、執規而治春。其神爲歲星。……南方火也、其帝炎帝、其佐朱明、執衡而治夏。其神爲熒惑。……中央土也、其帝黄帝、其佐后土、執繩而制四方。其神爲鎮星。

……西方金也、其帝少昊、其佐蓐收、執矩而治秋。其神爲太白。
……北方水也、其帝顓頊、其佐玄冥、執權而治冬。其神爲辰星。」
とある。

(21) 『史記正義』もほぼ同文。部分的に同内容の記事が緯書の多くに見える。『詩含神霧』『春秋文耀鉤』『春秋運斗樞』など。顧頡剛・楊向奎「三皇考」(『古史辨』第七冊中編所收)を参照。

(22) 大内を築けば、大人が死ぬ等、建築する箇所によって死ぬ者が規定されているが、なぜそのような対應關係になるのか、その理由についてはよくわからない。

(23) この他、中國社會科學院歴史研究所編『甲骨文合集』(中華書局、一九七八〇—一九八三年)一四二〇〇・一四二〇二・一四二〇三・一四二〇四・一四二〇六・一四二〇七にも見える。また赤塚忠『中國古代の宗教と文化』(研文社、一九九〇年復刻版)四九四～四九九頁も参照。

(24) 「帝」については他に、甲種(簡153參)に「戊子以有求也、必得之。雖求穎啻(帝)、必得。」とあるが、「類」字の意味する所が不明のため(整理小組は「告」、劉樂賢氏は「求」に解するが、それでも文意は通らない)、その内容がよくわからない。

(25) 甲種(簡147背)には「壬申會癸酉、天以壞高山。不可取婦。」とある。

(26) 劉樂賢前掲書二八〇～二八一頁および二三三～二三四頁を参照。

(27) 乙種(簡126)には「母以子ト筮、祝□□□□□、命曰母(無)

上剛。」とある。

(28) 整理小組は『楚辭』九歌・東皇太一の王逸注より上皇は東皇太一であるとする。しかし石川三佐男氏の研究に據れば東皇太一と

いう神概念が成立するのは前漢以降であって、整理小組の説は成り立たない。石川三佐男「太一信仰の考古學的検討から見た『楚辭』の篇名問題——「東皇太一」——」(郭店楚簡研究會編『楚地出土資料と中國古代文化』所收、汲古書院、二〇〇二年)を参照。

(29) 饒宗頤氏は、驕母は禹の妻の后趙のこととする。饒宗頤「雲夢秦簡日書牘義」(饒宗頤・曾憲通『楚地出土文獻三種研究』所收、中華書局、一九九三年)。

(30) 廣義の祭祀には、積極的な祭祀である祈福(狹義の祭祀)と消極的な祭祀である祓禳(いわゆる解除・祓除)の兩義がある。『日書』擇日部分においては祈福は「祭」「祭祀」「祀」「祠祀」「祠書」「禱」「禱祠」などと表記され、祓禳は「兌(説)」「說」「除」「徐(除)」などと表記され、明確な區分がなされている。本稿で言う「祭祀」とは、前者を指すものである。

(31) 筆者と見解を異にするが、『日書』に見える祭祀対象について纏めたものに、池澤優氏と劉樂賢氏のものがある。劉樂賢前掲書四〇～四四五頁、池澤優『「孝」思想の宗教學的研究』(東京大學出版會、一〇〇一年)一四一頁。

(32) 「丁丑・亥」は「丁丑・丁亥」の省略表記。この表記法は『日書』に習見する。以下、この省略表記については逐一注記しない。

(33) 父母のみの祭祀を「祖先祭祀」と稱するのは問題があるが、劉樂賢氏・池澤優氏に従つて祖先祭祀と表記する（劉樂賢前掲書四四一頁、池澤優前掲書一四一頁）。なお「祖先」という概念について詳しくは池澤優前掲書（特に第一章）を参照。

(34) 『日書』中の五祀と傳世文獻に見える五祀との關係については、劉樂賢前掲書四四一～四四二頁、工藤元男「禹の變容と五祀」（同氏前掲書所收）を参照。傳世文獻に見える五祀については池田末利「五祀考」（同氏著『中國古代宗教史研究』所收、東海大學出版會、一九八一年）を参照。

(35) 劉樂賢「睡虎地秦簡『日書』『龍』字試釋」（同氏著『簡帛數術文獻探論』所收、湖北教育出版社、二〇〇三年）を参照。

(36) その他、甲種「除」篇（簡4貳～5貳）に「門」「行」、甲種（簡79貳）に「行」、乙種「祠」篇（簡148）に「室」「戸」への祭祀日の規定が見える。乙種「行祠」篇（簡144）には行神と考えられる「常行」への祭祀日の規定が見え、乙種「行忌」篇（簡143）には「常行」を祭る際の場所の規定が見える。乙種「行行祠」篇（簡145～146）に行神祭祀の具體的方法の記述があり、そこには行神の名が「大常行」とされている。

(37) 劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』（文津出版社、一九九四年）一二二～一二三・四四二頁。

(38) 湖北省江陵縣文物局・荊州地區博物館「江陵岳山秦漢墓」（『考古學報』一〇〇〇年第四期）。

(39) 「五丑」とは乙丑・丁丑・己丑・辛丑・癸丑の日のこと。

(40) 劉樂賢前掲書四一～五三頁。

(41) 王子今氏は、睡虎地『日書』との比較から「田□人」は「田大人」であるとする。王子今『睡虎地秦簡『日書』甲種疏證』（湖

北教育出版社、二〇〇三年）五〇八頁を参照。

(42) 劉樂賢前掲書一九八・一一〇～一一一頁を参照。

(43) 『路史』（四庫全書本）では「禱祠神祈」に作るが、『佩文韻府』卷十「女媒」の項引く『風俗通義』が「禱祠神祇」に作ることに據り改める。

(44) 小林太市郎「高祿考」（『支那學』第十卷特別號、一九四二年）。

(45) 日本にも職能神に關連する日忌がある。竹中信常前掲書二七八・三〇三・三一七～三一〇頁を参照。

(46) 大川俊隆「雲夢秦簡『日書』『詰篇』初考」（『大阪産業大學論集』人文科學編八四號、一九九五年）を参照。

(47) 甲種「詰」篇中、「人母（無）故」は十三回見える。この他、これに類するものに、「一宅之中母（無）故」「一宅中母（無）故」

「室母（無）故」「龜母（無）故」「人之六畜母（無）故」が見え
る。

(48) 甲種「詰」篇中、「恒」は二十四回見える。

(49) 工藤元男「睡虎地秦簡『日書』における病因論と鬼神の關係について」（『東方學』第八八輯、一九九四年）を参照。

(50) 父母と巫とは、擇日部分にも見える。この點について筆者は次

のように考える。『左傳』昭公七年に「匹夫匹婦強死、其魂魄猶能馮依於人、以爲淫厲」とあり、死者が恣意的に祟りを爲すのは、非業の死を遂げたが故とする。これより、非擇日部分に見える父母や巫が祟りを爲すのには、非業の死や祭祀を受けていないなど恨むべき理由がその背後にあるものと想像できる。であるから、常祀を受けている擇日部分の父母や巫が爲す（タブー違反による）祟りとは質的に異なるものと考えるべきである。

(51) 甲種「病」篇・甲種「詰」篇・乙種（簡¹⁵⁷～¹⁸⁰）・乙種「有疾」篇に見える神靈については工藤元男氏・池澤優氏が纏めたものがある。工藤元男前掲論文、池澤優前掲書一四二頁。

(52) 甲種「詰」篇の「大神」（簡27背貳）・「上神」（簡31背貳・39背參）・「上帝子」（簡38背參）は一見その名稱から天神と考えられそうであるが、「大神」は整理小組が社神であることを指摘しており、「上神」は『風俗通義』佚文（吳樹平『風俗通義校釋』天津人民出版社、一九八〇年、四四八頁・王利器『風俗通義校注』中華書局、一九八一年、五八三頁）において江水の神を「上神」と呼んでおり、共にいわゆる地祇の類であろう。「上帝子」については下級の鬼怪が詐稱しているに過ぎないことは王子今氏が既に指摘している。王子今前掲書四三三頁を参照。

(53) 岡田重精氏は、神佛などによるタブー違反にともなう罰としての祟りと、怨靈や動物靈の單なる憑靈現象や恣意的に災禍を及ぼす現象とは區別すべき、と云う。岡田重精「たたり」（小口偉一

・堀一郎監修『宗教學辭典』東京大學出版會、一九七三年）を参考。筆者が、擇日部分の神靈と非擇日部分の神靈とがその性質において根本的に異なる存在であると主張するのは、これが故である。

(54) 竹中信常前掲書一九〇頁。ここで日忌が他のタブーのように回避できないと言うのは、タブーそのものを回避できない意で、タブー違反による災いが回避できない謂いではない。なお、竹中氏の日忌に關する考察は、ほぼすべてが、日本の民俗學者によつて採集された資料に基づいており、これを『日書』と同列に扱うことは多少の問題があるかもしれない。

(55) 『三才圖會』のこの部分は明・朱權『臘仙肘後經』—「直日吉神」「直日凶神」（『古今圖書集成』博物彙編藝術典第六百八十三卷・選擇部彙考三所收）とほぼ同じであり、ここより採録したものかもしれない（但し、『臘仙肘後經』には神煞の總數の記載はない）。

(56) この『玉匣記』に載せる規定と同類のものが、現在も流布する通書にも見える。建德忠『道教の神々』（講談社學術文庫、一九九六年）一一五～一一〇頁を参考。『玉匣記』について詳しく述べ三浦國雄前掲論文を参照。

(57) タブー・マナ公式については、マレント（野村了本譯）『先靈觀』（岡書院、一九三〇年）、同氏著（竹中信常譯）『宗教と呪術—比較宗教學入門—』（誠信書房、一九六四年）および竹中信常「マ

レットの宗教理論』（『大正大學研究紀要』文學部・佛教學部第三

九輯、一九五四年）を参照。

(58) 竹中信常前揭論文。

(59) マレットは「マナは一方では全く非物質的であるが、同時に他方では、非人格的なものと人格的なものとの間を動搖してゐるも

獨尊、不受人間之享祭」とする見解に近いものであろう。胡厚宣「殷代之天神崇拜」(同氏著《甲骨學商史論叢初集》所收、齊魯大學國學研究所、一九四四年)を参照。

6) タブーを消極的呪術とするのはフレイザーの説。フレイザー（永橋卓介譯）『金枝篇（一）』（岩波文庫、一九六六年改版）七二頁

を参照。またマレット「タブーは消極的呪術であるか」(前掲『宗

宇野圓空前題書一六九頁（傍点は引用者による）

非人格的存在が井はタブーの問題とされてしることを想起せらる。

(60) 畏敬感の心理學的分析は宇野圓空『宗教學』(岩波書店、一九三一年)に詳しい。また竹中信常「タブーの心理」(同氏前掲書所収)も參照。

補主

- (61) 前掲『宗教と呪術—比較宗教學入門』一一頁。

(62) 前掲『宗教と呪術—比較宗教學入門』八三頁。

(63) 原文は「大祥」に作るが、『漢書』司馬遷傳が「大詳」に作る」とに據り改める。

(64) 宮田元「至上神」（前掲『宗教辭典』）を参照。

(65) 池田末利「商末上帝祭祀の問題」（『東洋學報』第七三卷一・二號、一九九二年）を參照。

「天神」②「身近な神（祖先・土地神・五祀）」③「厲鬼」の三つに分類している（「祭られる神と祭られぬ神—戰國時代の楚の「ト筮祭禱記録」竹簡に見る靈的存在的構造に關する覺書」『中國出土資料研究』創刊號、一九九七年）。「天神」「厲鬼」は祭られぬ神、「身近な神」は祭られる神であり、「天神」「厲鬼」は人間に祟りを降し、それに對しては「思攻解」により祓うことがなされ、一方、人間と祭祀を通じてコミュニケーション可能な神は「身近な神」とされる。この三分類は、

本稿でのタブーによる『日書』に見える神靈の分類結果である①「高位の神靈（天神・神煞）」②「身近な神靈（祖先・五祀・職能神）」および③「非擇日部分の神靈」とそれぞれ同定し得るかもしね。しかししながら『ト筮祭禱記録』で天神に分類されるものは「日月」と「歲」のみであり、且つそれが「思攻解」すなわち祓いの対象となっている點で、本稿での分類中の「天神」とは一致しない。『日書』と『ト筮祭禱記録』は、その資料的性質を異にしており、そこに見える神靈の性格も必ずしも一致するとは限らない。よって「一」では、その分類が部分的には一致し得ることを示唆するに止めたい。

附記

本稿は、平成十五年七月二十六日に北海道大學にて開催された日本周易學會國際學術會議に於て「睡虎地秦簡『日書』より見る人と神靈の關係」として口頭發表した内容を増補改訂したものである。

表一 睡虎地秦簡『日書』甲乙種分類對照表

劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(文津出版社、一九九四年)の篇番號・篇名に従って分類した。同一もしくは同内容の文を含む篇同士を横隣りに配置し、内容的に関連する篇を點線内に入れてある。なお、本表の分類には、劉樂賢氏自身が行った分類とは異なる點が幾つかある(劉氏の分類については、『睡虎地秦簡日書研究』四一八～四二一頁を参照されたい)。劉氏の分類との大きな違いは、劉氏の分類にはない「雜占」の項目を設定したことである。劉氏は「生子篇」「人字篇」「病篇」「盜者篇」「鼠裏戸篇」を擇日部分に含めるが、これらは「擇日」すなわち、あらかじめ定められた日の吉凶を勘案して、その日の行爲を選択すること、について書かれた内容ではない。よって本表ではこれらを「雜占」に分類した。

	甲 種	乙 種
以時間爲綫索類(時間)	1 除篇	1 除乙篇
	2 秦除篇	3 徐篇
	4 穩辰篇	4 秦篇
	6 朔望弦晦篇	24 朔望篇
	8 男日女日篇	22 男日女日篇
	9 玄戈篇	
	11 良山篇	
	13 歲篇(前半部分)	
	14 星篇	15 官篇
	18 帝篇	
擇別の日記述部	25 十二支避忌篇・27 避忌篇	29 避忌篇 40 辰日篇
	31 禹須臾篇	
	33 曺日敷日篇	13 四敷日篇・19 曹日篇
	48 視羅篇	44 視羅篇
	53 刺毀篇	11 刺毀篇
分	57 天李篇	
	58 反支篇	
以行事爲綫索類		28 甲子篇
	22 土忌篇一・55 土忌篇二	8 壊垣篇
	19 起室篇	
	21 室忌篇	23 室忌篇
	20 四向門篇	
	56 門篇	
	28 行篇一	32 行篇
	29 歸行篇・51 行篇二	33 逃亡篇・10 諸行日篇
	30 到室篇	
	32 十二支占行篇	35 十二支占卜篇(第1部分)
類	10 遷徙篇	41 嫁子刑篇
	54 忌徙篇	16 忌徙篇
	12 室去入寄者篇	9 入寄者篇

擇日部 分	38吏篇	
	39入官篇	45入官篇
	37作女子篇	
	40娶妻出女篇	
	16祭祀篇	7 祭祀篇
	5衣篇	30製衣篇
		31初冠篇
	3 農事篇	5 農事篇
	23作事篇	
	24毀棄篇	26作事篇
擇日部 分	46十二支占卜篇	42四季天干占死者篇
	17諸良日篇	6 諸良日篇
	36求人篇	
	47忌殺篇	
	59傳戸篇	
		14見人篇
		27責人篇
		37問病者篇
		39爲國篇
		47失火篇
擇日原理 非	13歳篇（後半の秦楚月名対照表・日夕表）	
	44日夕表篇	2 日夕表篇
	49五行篇	17五行篇
	50直心篇	18直心篇・20天閻篇
		34十二時篇
擇日部 分		43干支篇
	34生子篇	46生篇・12方向占生子篇
	35人字篇	
	15病篇	36有疾篇・35十二支占卜篇（第3部分）
	45盜者篇	35十二支占卜篇（第2部分）
	7鼠裏戸篇	48盜篇
		25占風篇
		38夢篇（前半部分）
	26置室門篇	
	42相宅篇	
解除祈禱	41夢篇	38夢篇（後半部分）
	52出邦門篇	21出邦門篇
	43詰咎篇	
	60馬祿祝篇	
		7 祭祀篇（後半の行行祠）

表二 睡虎地秦簡『日書』神煞一覽表

直日神煞一											
神煞名	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
四蠻(廢)	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚
四廢(廢)日(1)	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
大敗日 日衝(衝) 爲室日	季庚	季辛	季壬	季癸	季甲	季乙	季丙	季丁	季戊	季己	季庚
票	卯	卯	卯	午	午	酉	酉	子	子	子	子
殺	辰	辰	辰	未	未	未	戌	戌	戌	丑	丑
四敷 敷日(3)	戌	戌	戌	丑	丑	丑	辰	辰	辰	未	未
赤眚(帝)臨日	上旬										
天季	子	卯	午	酉	子	卯	午	酉	子	卯	午
反沵(支)	子	丑	午	酉	子	卯	午	酉	子	卯	午

出亡歸死之日	乙丑	丙寅	甲子	乙丑	丙寅	甲子	乙丑	丙寅	甲子	國なし	國行・從遠行歸	甲 109 齡~110 齡	居延新簡 EPT65-22 「歸死」 「後漢書」46 注引く 「陰陽書歷法」 「歸忌日」		
亡日	七	十四	廿一	八	十六	廿四	九	十八	廿七十	廿	卅	國なし・行・往亡	甲 133 甲 107 齡~108 齡 乙 149~152	「陰陽格書」 「歸忌日」 「歸化」 「歸亡日」 「歸來」 「陰陽書」 「歸化」 「天之少女」 「歸來主」 「星歷 4」「協紀 6」「歸忌」	
土忌	寅	巳	申	亥	卯	午	酉	子	辰	未	戌	丑	國なし・起士功	甲 131 齡	九舌 「日書」 81~87 居延新簡 EPT65-425B 「往亡」 「四時要」 「往亡」 「往亡日」 「鹽簋內傳」 2 「往亡日」 「陰陽格書」 「往亡日」 「醫林問答集」 「往亡」 「天門」 「天從」 「鈴經」 11 「天門日」 「天門」 「星歷 4」「協紀 6」「氣往亡」 「四時要」 「天耀」 「往亡」 「鹽簋內傳」 4 「世微日」 「吉日考秘集」 「地營日」 「水樂大典」 20121 「土忌」 「星歷 4」「協紀 6」「往亡」
神煞名なし	丑	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	國なし・櫻・樹木 ・行・作事・大祠 (但し大祠は皆丙を 犠牲にすれば吉)	甲 105 齡 甲 113 齡 甲 134 齡 乙 120~121	尹鑑「元延三年五月曆譜」・居延新簡 EPT43-257・疏勒河流域 出土漢簡 554 「月殺」 居延新簡 EPT8-2 「月盡」 「陰陽略書」 「吉日考秘集」 「月殺日」 「星歷 4」「月殺」 「協紀 6」「月盡」 「月殺」 「星歷 3」「協紀 5」「王日」
土微	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	庚	辛	乙	丙	丁	國なし・功	甲 104 齡	尹鑑「元延三年五月曆譜」・居延新簡 EPT43-257・疏勒河流域 出土漢簡 554 「月殺」 居延新簡 EPT8-2 「月盡」 「陰陽略書」 「吉日考秘集」 「月殺日」 「星歷 4」「月殺」 「協紀 6」「月盡」 「月殺」 「星歷 3」「協紀 5」「王日」
色日	壬	癸	戊	甲	乙	丙	丁	己	庚	辛	己	庚	國なし・嫁女	甲 136 齡~139 齡 乙 88 齡~99 齡	尹鑑「元延三年五月曆譜」 「色日」 香港「日書」 17~20 「陷」
土神	亥	酉	未	寅	子	戌	巳	卯	丑	申	午	辰	國なし・功	甲 132 齡~133 齡	
地衝(衝)	戊辰	戊辰	戊申	戊申	戊戌	戊戌	戊戌	戊寅	戊寅	戊寅	戊寅	戊寅	國なし・功	甲 134 齡~135 齡	
牝日	己巳	己巳	己巳	己未	己未	己未	己亥	己亥	己亥	己亥	己亥	己亥	國なし・功	甲 136 齡	
召(招)畜(畜)合日	乙亥	乙亥	丁亥	丁亥	丁亥	辛亥	辛亥	癸亥	癸亥	癸亥	癸亥	癸亥	國なし・功	甲 137 齡 甲 139 齡	
地杓(4)	丙午				辛酉			壬子			國なし	國なし	國起士功	甲 138	
<u>—方位神煞—</u>															
神煞名	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	宜忌	同一年類似の神煞		
歲忌	己丑	己丑	己丑	戊辰	戊辰	己未	己未	己未	戊戌	戊戌	戊戌	戊戌	國なし・行・往亡の 當たる方向へ行くこと	甲 131	香港「日書」 11 「黃神」 「星歷 4」「罪刑」 「協紀 5」「罪刑日」「刑獄日」

Spiritual Beings and Taboo of Days in “*Rishu* 日書 (Day Book)”
from Shuihudi Qinmu Bamboo-scripts

OHNO, Yuji

At the end of 1975, Shuihudi Qinmu Bamboo-scripts 睡虎地秦墓竹簡 were unearthed, half of which were “*Rishu* 日書”. Recent study has revealed that inscriptions on the “*Rishu*” are descriptions of various methods for divination, purification and prayer. Many parts of the “*Rishu*” deal with methods to select auspicious days (see Liu Lexian 劉樂賢, *Shuihudi Qinjian Rishu yanjiu* 睡虎地秦簡日書研究, Taipei: Wenjin Press, 1994). This paper explores the relationship between living humans and spiritual beings and classifies the spiritual beings by examining descriptions of their deification and taboo days inscribed on the “*Rishu*”.

According to the “*Rishu*”, some spiritual beings become deified while others do not. Furthermore, “taboo days” are associated with some spiritual beings but not with others. There are auspicious days and inauspicious days for deifying spiritual beings. The inauspicious days are included among “taboo days”. Spiritual beings that are deified are closely associated with people. For example, the spirits of one’s father and mother (ancestral spirits) and of Wusi 五祀 are deified. If spiritual beings are deified on an auspicious day, a positive outcome will be gained; however, if they are deified on an inauspicious days, curses will result.

Various taboos are associated with spiritual beings that are not deified. Those beings include Di 帝, Shen 神, and Shensha 神煞 (star-spirits), all of whom are high-ranking deities. People can do nothing but observe the taboo days. If people do not respect the taboos, they will suffer curses. There is no way to avoid the curses.

There are some spiritual beings that are neither deified nor associated with taboos (e.g., Cigui 刺鬼 and Guqugui 故丘鬼, which are inscribed on the “*Jie*” 詰 Chapter). Such spiritual beings bring curses whether or not the taboos are respected. It is thought that these curses can be avoided, and people can stave off the spiritual beings in various ways. The standing of these spiritual beings is relatively low.

In light of the above, the author classifies the spiritual beings inscribed on the “*Rishu*” into three kinds:

1. Spiritual beings that are closely associated with people, such as ancestral spirits(father and mother), Wusi (Shizhong 室中, Hu 戶, Men 門, Xing 行, Zao 竈) and occupation deities (Shixian 史先, Wuxian 巫咸, Nongyeshen 農業神, Nüwa 女媧).
2. High-ranking spiritual beings, such as supreme gods (Di and Shen) and Shensha (e.g., Tianli 天李, Sui 歲 and others).
3. Other spiritual beings inscribed on the “*Jie*” Chapter or elsewhere.